

由仁町商工業経営強化促進事業補助金公募要領

1 事業の目的

由仁町商工業経営強化促進事業補助金交付要綱（令和8年由仁町告示第37号。以下「要綱」という。）に基づき、商工業者が自ら行う積極的かつ創意工夫を凝らした取り組みに必要な支援を行うことにより、商工業の育成、振興及び活性化を図る。

2 対象となる事業

対象となる事業は、要綱第4条に定める事業です。

(1) 施設リニューアル事業

施設（営業用の店舗等）の増改築及び改修等を行うことにより経営強化につながる事業

(2) 新製品・新技術チャレンジ事業

新製品又は新技術の試験、研究又は開発を行うことにより地域の活力を向上させる事業

(3) ICT化事業

情報通信環境等をICT化することにより経営強化につながる事業

(4) 新分野拡大事業

由仁町内に事業所の拠点を設け、新規に新分野の事業を開始し、製品の製造及びサービス等を提供する事業

※以下の事業は対象外となります。

- ・日本標準産業分類に基づく農家民泊以外の農業、薪及び木炭の製造以外の林業、漁業、金融・保険業、学校教育、医療・福祉、公務及びこれに類する事業
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の許可を必要とする事業

(5) 特認事業

特に町長が必要と認める事業

注1 本補助金（全メニュー共通）交付は、1事業者（個人又は法人）につき、1回限りです。

注2 法人登記等により組織形態が変わった場合でも、代表者が同一であると判断される場合は申請できません。

注3 由仁町商工業経営強化促進事業補助金審査委員会（以下「審査委員会」という。）にて認定され、町長の承認を受けた場合は、複数年度の事業執行が可能です。

3 応募者の要件

次の要件を全て満たす方が対象となります。

- (1) 由仁町内において、1年以上営業している中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項で定める中小企業者
- (2) 個人事業者にあつては町内に住所を有し、法人にあつては町内に事業所等を有していること
- (3) 市町村税などの公租公課を滞納していないこと
- (4) 由仁町暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第10号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員に該当しないこと
- (5) その他町長が適当と認めた方

4 補助対象経費

事業区分により対象経費が異なります。以下の表で確認してください。

(1) 施設リニューアル事業

経費区分	内容
工事請負費	施設の増改築、省エネ対策、施設の改修及び来客用駐車場の整備等
その他、町長が必要と認めるもの	上記に準ずる事項で、町長が特に必要と認めるもの

※由仁町空き店舗等活用促進事業補助金の交付決定から5年度を経過していない施設、及び資本金1億円を超える法人は対象外です。

(2) 新製品・新技術チャレンジ事業

経費区分	内容
報償費	専門家謝金等
需用費	印刷製本費、消耗品費、原材料費、資材費等（食糧費を除く）
役務費	光熱水費、通信費等

委託費	分析外注費、デザイン開発費等
使用料及び賃借料	設備・機械装置等のリース費等
備品購入費	設備・機械装置等の購入費等
その他、町長が必要と認めるもの	上記に準ずる事項で、町長が特に必要と認めるもの

(3) ICT化事業

経費区分	内容
委託費	ホームページ作成等
工事請負費	Wi-Fi環境の整備等
備品購入費	新たに購入するコンピュータ機器、ソフトウェア、システム等
その他、町長が必要と認めるもの	上記に準ずる事項で、町長が特に必要と認めるもの

※由仁町空き店舗等活用促進事業補助金で整備した機器類等の更新（交付決定から5年度を経過した者は除く。）は対象外です。

(4) 新分野拡大事業

経費区分	内容
報償費	専門家謝金等
需用費	印刷製本費、原材料費等（食糧費を除く）
役務費	光熱水費、通信費、設立登記費等
委託費	分析外注費、デザイン開発費等
工事請負費	事務所及び店舗の建設費、改修費等

使用料及び賃借料	設備・機械装置等のリース費等
備品購入費	設備・機械装置等の購入費等
償還金	建物・備品等の借入金の償還費
その他、町長が必要と認めるもの	上記に準ずる事項で、町長が特に必要と認めるもの

※新分野事業への拡大とは、日本標準産業分類の「大分類」が異なる業種へ進出することを指し、審査委員会で認められた者に限ります。

(5) 特認事業

経費区分	内容
特認経費	町長が特に必要かつ適当と認める取り組みに要する経費

5 補助率・限度額

事業区分	補助率	補助限度額
施設リニューアル事業	・個人事業主又は資本金1,000万円以下の法人：1/2以内 ・資本金が1,000万円を超え1億円以下の法人：1/3以内	200万円
新製品・新技術チャレンジ事業	1/2以内	200万円
I C T化事業	1/2以内	200万円
新分野拡大事業	1/2以内	200万円
特認事業	1/2以内	200万円

6 補助対象事業の決定方法

審査委員会の評価結果に基づき、町長が最終決定します。

7 審査基準

申請のあった事業は、次の審査基準で審査します。

(1) 共通項目（施設リニューアル・新製品・ICT・特認）

各項目5点満点、平均15点以上を合格基準とします。

評価項目	評価の観点
必要性	各事業の実施内容が現在の経営状況において不可欠なものか
創意工夫性	事業内容に創意工夫が見られるか
実効性	遂行体制、スケジュール、資金計画等に無理がないか
波及効果	地域商工業の振興・活性化への貢献が期待できるか
妥当性	経営改善や所得向上などの成果が見込まれるか

(2) 新分野拡大事業

各項目5点満点、平均18点以上を合格基準とします。

評価項目	評価の観点
必要性	町内における必要性・重要度が高い業種か（不足業種か）
創意工夫性	製品やサービスに優位性・独自性があるか
実効性	体制、販売戦略、市場分析、スケジュール、資金計画等の完成度があるか
成長性	市場性、成長性、雇用の創出が見込まれるか
波及効果	町内外の起業希望者のモデルとなる波及効果があるか
意欲・魅力	経営者の熱意、経営者としての資質・魅力があるか

8 応募方法

(1) 提出書類

ア 施設リニューアル・新製品・ICT・特認

	提出書類
1	由仁町商工業経営強化促進事業補助金認定申請書（別記様式第1号）
2	事業計画書（別記様式第2号）
3	収支予算書（別記様式第3号）
4	町税等の状況調査同意書（別記様式第4号）
5	個人の場合は住民票、法人の場合は、登記事項証明書及び定款の写し
6	その他町長が必要と認める書類（見積書、図面等）

イ 新分野拡大事業

	提出書類
1	認定申請書（別記様式第1号）
2	事業計画書（別記様式第2-1号）
3	収支予算書（別記様式第3-1号）
4	町税等の状況調査同意書（別記様式第4号）
5	個人の場合は住民票、法人の場合は登記事項証明書及び定款の写し
6	その他町長が必要と認める書類

(2) 申請期間

ア 申請期限 令和8年6月5日（金）必着

イ 審査会 6月上旬予定

※事業完了期限は令和9年3月31日とします。

(3) 提出方法

産業振興課へ直接持参してください。電子データでの提出を希望する場合は、下記の問い合わせ先へ事前にご連絡ください。

9 補助の決定

審査の結果、適当と認められた場合は審査結果通知書を送付します。

補助金の交付決定は、交付指令書により行います。

※認定通知日より前に契約・発注・支出された経費は、対象外経費となりますのでご注意ください。

10 補助事業の変更

事業内容、経費配分等に変更が生じる場合は、速やかに「補助金等変更承認申請書」を提出し、承認を受けてください。

11 実績報告

事業が完了後、速やかに次の書類を提出してください。

	提出書類
1	補助事業等実績報告書（由仁町補助金等交付規則別記第 11 号様式）
2	事業報告書
3	事業精算書(由仁町補助金等交付規則別記様式第 12 号)
4	補助対象経費に係る領収書等の写し
5	事業実施状況が確認できる写真、成果物等
6	その他町長が必要と認める書類

12 補助金額の確定

実績報告書類の審査及び現地確認等により内容を審査し、「補助金の額の確定通知書」により通知します。

13 補助金の支払い

額の確定通知後に「補助金交付請求書」を提出してください。

(概算払について)

原則として精算払い（後払い）ですが、町長が特に認める場合の限り概算払が可能です。「補助金等概算払申請書」及び支払いの必要性が確認できる書類（契約書・請求書写し等）を提出してください。

※複数年度事業として認められたものは、概算払の対象外となります。

14 補助の取り消し・返還

虚偽の申請、他用途への転用、年度内の事業未完了、その他不適当な事由が認められた場合は交付決定を取り消し、補助金の返還を求めることがあります。

15 複数年度（継続）事業の手続き

適切に事業が完了し、審査委員会で翌年以降も継続が必要と認められ事業については、翌年度の認定申請を省略し、交付申請から手続きを行うことができるものとします。

16 成果の発表等

町長は、補助事業の事業実施状況や雇用状況等について報告を求め、必要に応じてその成果を町ホームページ等で公表することができるものとします。

17 専門家の経営指導等

町長は、事業の円滑な遂行のため、事業者に対し専門機関による経営指導等を受けよう指示することがあります。

18 その他注意事項

- (1) 提出を受けた書類は返却しません。
- (2) 申請書類に含まれる個人情報、本事業の目的以外には使用しません。
- (3) 補助事業の内容は、町の特産品PRや広報活動において紹介する場合があります。
- (4) 申請・審査に要する経費は申請者の負担となります。
- (5) 第三者の著作権等のトラブルについて、町は一切の責任を負いません。
- (6) 審査結果の詳細に関する個別の問い合わせには応じられません。

19 問い合わせ先

由仁町役場 産業振興課由仁のもの事業担当
〒069-1292 由仁町新光200番地
電話：0123-83-2114 FAX：0123-83-3020
メール：sangyo-shinko@town.yuni.lg.jp